
平成19年 第4回 築上町議会定例会会議録 (第5日)

平成19年12月19日 (水曜日)

議事日程 (第5号)

平成19年12月19日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第95号 平成19年度築上町一般会計補正予算 (第7号) について
- 日程第2 議案第96号 平成19年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算 (第2号) について
- 日程第3 議案第97号 平成19年度築上町国民健康保険特別会計補正予算 (第3号) について
- 日程第4 議案第98号 平成19年度築上町老人保健特別会計補正予算 (第2号) について
- 日程第5 議案第99号 平成19年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算 (第2号) について
- 日程第6 議案第100号 平成19年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第1号) について
- 日程第7 議案第101号 平成19年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算 (第2号) について
- 日程第8 議案第102号 平成19年度築上町水道事業会計補正予算 (第1号) について
- 日程第9 議案第103号 築上町敬老祝金条例の制定について
- 日程第10 議案第104号 築上町長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の制定について
- 日程第11 議案第105号 築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第106号 築上町公民館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第107号 築上町文化会館 (コマーレ) 条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第108号 築上町児童館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第109号 築上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 発議第14号 築上町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の特例に関する条例の制定について
- 日程第17 意見書案第4号 割賦販売法の基本的改正を求める意見書 (案) について

- 日程第18 請願第1号 品目横断的経営安定対策の見直しと、多様な担い手の育成を求める請願について
- 日程第19 請願第2号 後期高齢者医療制度に関する請願について
- 日程第20 陳情第3号 2008年度教育条件整備について
(追加議案)
- 日程第21 常任委員会の閉会中の所掌事務調査について
- 日程第22 意見書案第5号 品目横断的経営安定対策の見直しと多様な担い手の育成を求める意見書(案)について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第95号 平成19年度築上町一般会計補正予算(第7号)について
- 日程第2 議案第96号 平成19年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第3 議案第97号 平成19年度築上町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第4 議案第98号 平成19年度築上町老人保健特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第5 議案第99号 平成19年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第6 議案第100号 平成19年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第7 議案第101号 平成19年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第8 議案第102号 平成19年度築上町水道事業会計補正予算(第1号)について
- 日程第9 議案第103号 築上町敬老祝金条例の制定について
- 日程第10 議案第104号 築上町長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の制定について
- 日程第11 議案第105号 築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第106号 築上町公民館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第107号 築上町文化会館(コマーレ)条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第108号 築上町児童館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第109号 築上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

て

日程第16 発議第14号 築上町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の特例に関する条例の制定について

日程第17 意見書案第4号 割賦販売法の基本的改正を求める意見書(案)について

日程第18 請願第1号 品目横断的経営安定対策の見直しと、多様な担い手の育成を求める請願について

日程第19 請願第2号 後期高齢者医療制度に関する請願について

日程第20 陳情第3号 2008年度教育条件整備について

(追加議案)

日程第21 常任委員会の閉会中の所掌事務調査について

日程第22 意見書案第5号 品目横断的経営安定対策の見直しと多様な担い手の育成を求める意見書(案)について

出席議員(20名)

1番 首藤萬壽美君	2番 塩田 文男君
3番 工藤 久司君	4番 塩田 昌生君
5番 田原 宗憲君	6番 丸山 年弘君
7番 西畑イツミ君	8番 西口 周治君
9番 有永 義正君	10番 田村 兼光君
11番 成吉 暲奎君	12番 吉元 成一君
13番 岡田 信英君	14番 武道 修司君
15番 平野 力範君	16番 中島 英夫君
17番 繁永 隆治君	18番 田原 親君
19番 信田 博見君	20番 宮下 久雄君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 江本偉久雄君 主査 西畑 弥生君

説明のため出席した者の職氏名

町長	新川 久三君	副町長	八野 紘海君
収入役	岡部 和徳君	総務課長	中村 信雄君
教育長	神 宗紀君	秘書課長	西村 好文君
財政課長	田原基代孝君	企画課長	加来 篤君
地域振興課長	中野 誠一君	人権課長	吉田 一三君
住民課長	遠久 隆生君	税務課長	椎野 義寛君
健康福祉課長	吉留 久雄君	高齢者福祉課長	吉留 正敏君
産業課長	出口 秀人君	建設課長	内丸 好明君
上水道課長	中嶋 澄廣君	下水道課長	平岡 司君
会計課長	川崎 道雄君	農業委員会	後田 幸政君
住民生活室長	落合 泰平君	管理課長	安田 美鈴君
企業立地課長	竹本 正君	環境課長	松田 倫夫君
学校教育課長	中村 一治君	生涯学習課長	舟川 忠良君
監査室長	吉留 康次君	徴収専門官	大田 隆君
徴収専門官	小林 實君	審議官	白川 義雄君

午前10時00分開議

○議長（成吉 暲奎君） 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は20名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

ただいまから議事に入ります。

日程第1. 議案第95号

○議長（成吉 暲奎君） 日程第1、議案第95号平成19年度築上町一般会計補正予算（第7号）についてを議題とします。

本案について、委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長。平野委員長。

○厚生文教常任委員長（平野 力範君） 議案第95号平成19年度築上町一般会計補正予算（第7号）について、所管の項目について慎重に審査した結果、国民健康保険特別会計、老人保健特別会計等の繰り出し金、医療扶助費、下城井小学校講堂の改修工事費、コンピューター機器リース料の減額等が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（成吉 暲奎君） 御苦労さまでございました。

次に、産業建設常任委員長。繁永委員長。

○産業建設常任委員長（繁永 隆治君） 議案第95号平成19年度築上町一般会計補正予算（第7号）について、所管の項目について慎重に審査した結果、寒田地区の林内作業道経費、八津田漁港のクレーン設置工事費、住宅火災報知器の設置工事費等が主なものであり、原案のとおり可決すべきと決定いたしました。

○議長（成吉 暲奎君） 御苦労さまでございました。

次に、総務常任委員長。宮下委員長。

○総務常任委員長（宮下 久雄君） 議案第95号平成19年度築上町一般会計補正予算（第7号）について、所管について慎重に審査した結果、神楽民俗芸能委託費、登記関連の事務的経費、消防車車庫建設費、人事院勧告に伴う職員給与関係等が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（成吉 暲奎君） 御苦労さまでございました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより議案第95号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第95号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第95号は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第2. 議案第96号

○議長（成吉 暲奎君） 日程第2、議案第96号平成19年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

本案について、委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長。平野委員長。

○厚生文教常任委員長（平野 力範君） 議案第96号平成19年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）について、本案について慎重に審査した結果、繰り上げ償還に伴う補正であり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（成吉 暲奎君） 御苦労さまでした。

次に、総務常任委員長。宮下委員長。

○総務常任委員長（宮下 久雄君） 議案第96号平成19年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）について、本案について慎重に審査した結果、繰り上げ償還に伴う補正であり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（成吉 暲奎君） 御苦労さまでございました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより議案第96号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第96号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第96号は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第3. 議案第97号

日程第4. 議案第98号

日程第5. 議案第99号

日程第6. 議案第100号

日程第7. 議案第101号

日程第8. 議案第102号

○議長（成吉 暲奎君） お諮りします。日程第3、議案第97号平成19年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてから、日程第8、議案第102号の平成19年度築上町水道事業会計補正予算（第1号）についてまでは、厚生文教常任委員会への付託議案であり、一括して委員長の報告を求めたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第97号から議案第102号まで、一括して委員長報告を行うことになりました。

では、議案第97号から議案第102号までの報告を求めます。厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（平野 力範君） 議案第97号平成19年度築上町国民健康保険特別会計

補正予算（第3号）について、本案について慎重に審査した結果、一般被保険者療養給付費、退職被保険者療養給付費等が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第98号平成19年度築上町老人保健特別会計補正予算（第2号）について、本案について慎重に審査した結果、医療支給費等が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第99号平成19年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、本案について慎重に審査した結果、測量設計監理委託料等が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第100号平成19年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、本案について慎重に審査した結果、測量設計監理業務委託料の減額等が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第101号平成19年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について、本案について慎重に審査した結果、人事院勧告に伴うものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第102号平成19年度築上町水道事業会計補正予算（第1号）について、本案について慎重に審査した結果、人事院勧告に伴うものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上です。

○議長（成吉 暲奎君） 御苦労さまでございました。

日程第3、議案第97号平成19年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより議案第97号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第97号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第97号は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第4、議案第98号平成19年度築上町老人保健特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより議案第98号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第98号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第98号は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第5、議案第99号平成19年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成吉 暲奎君） これより議案第99号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第99号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第99号は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第6、議案第100号平成19年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより議案第100号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第100号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第100号は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第7、議案第101号平成19年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより議案第101号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第101号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第101号は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第8、議案第102号平成19年度築上町水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成吉 暲奎君） これより議案第102号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第102号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第102号は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第9. 議案第103号

○議長（成吉 暲奎君） 日程第9、議案第103号築上町敬老祝金条例の制定についてを議題とします。

本案について、委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長。平野委員長。

○厚生文教常任委員長（平野 力範君） 議案第103号築上町敬老祝金条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、反対の意見があり、採決した結果、賛成2、反対4の賛成少数で原案を否決すべきものと決定しました。

以上です。

○議長（成吉 暲奎君） 御苦労さまでございました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。吉元議員。

○議員（12番 吉元 成一君） 可決ということ、原案を可決ということであれば質疑をするつもりはなかったんですが、原案を否決するという、否決ということによって4対2で決まったということなので、反対の方と賛成の方の委員会で出た意見をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（成吉 暲奎君） 平野文教委員長。

○厚生文教常任委員長（平野 力範君） 賛成の方の積極的な意見は聞いておりません。反対の方の理由に関しましては、町長の公約違反であり、給付を高い方についてということで公約違反であり、行政改革も本気の取り組みが見られないところに、弱いところから切っていこうというような姿勢が見られるというような主な意見でありました。

○議長（成吉 暲奎君） 吉元議員、よろしいですか。

○議員（12番 吉元 成一君） はい。

○議長（成吉 暲奎君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成吉 暲奎君） これより討論を行います。反対意見のある方。有永議員。

○議員（9番 有永 義正君） 現代の敬老年金1万8,000円を、旧椎田町の年金額1万2,000円に下げることにより、年間約1,000万円の節約になるそうです。今の築上町の財政事情から見ても、お年寄りにちょっと辛抱してもらい、将来、財政事情がよくなってきたら増額を考えてよいと思い、委員長の報告に対し、反対意見とします。

○議長（成吉 暲奎君） 次に、賛成意見のある方。

○議員（12番 吉元 成一君） 議長。委員長報告に対する賛成。

○議長（成吉 暲奎君） そうです。吉元議員。

○議員（12番 吉元 成一君） 前回の議会において、1万8,000円は1万円にするという形で執行部から提案があり否決されました。ものの数カ月後に、今度は、2,000円上乘せし

た1万2,000円と。このことについて、私は納得できませんので、反対の立場を表明いたします。あっ、賛成の立場をね。

○議長（成吉 暲奎君） ほかにありませんか。（「採決」「委員長報告」「委員長報告に対して賛成」と呼ぶ者あり）はい。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成吉 暲奎君） それでは、委員長報告に反対する意見がありますので、これより議案第103号について採決を行います。議案第103号は原案のとおり決定することに賛成の方の起立をお願いいたします。（「執行部提案に賛成（ ）」と呼ぶ者あり）はい。

〔賛成者起立〕

○議長（成吉 暲奎君） 起立6名で少数です。この議題は否決されました。

日程第10. 議案第104号

○議長（成吉 暲奎君） 日程第10、議案第104号築上町長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について、委員長の報告を求めます。総務常任委員長。宮下委員長。

○総務常任委員長（宮下 久雄君） 議案第104号築上町長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（成吉 暲奎君） 御苦労さまでございました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより議案第104号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第104号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第104号は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第11. 議案第105号

○議長（成吉 暲奎君） 日程第11、議案第105号築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長。平野委員長。

○厚生文教常任委員長（平野 力範君） 議案第105号築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、反対の意見があり、採決した結果、賛成5、反対1で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（成吉 暲奎君） 御苦労さまでございました。

次に、総務常任委員長。宮下委員長。

○総務常任委員長（宮下 久雄君） 議案第105号築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（成吉 暲奎君） 御苦労さまでございました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。西畑議員。

○議員（7番 西畑イツミ君） 国民健康保険税条例一部改正についての反対の立場で反対討論いたします。

来年4月から、65歳以下74歳の国保税は、年金から天引きされます。今、各地で、異常に高い国保税が加入者を苦しめ、貧困をますますひどくしています。分納や納付猶予の相談もできない問答無用の天引きは、高齢者の生存権を根底から脅かしかねませんので反対いたします。

○議長（成吉 暲奎君） 御苦労さまでございました。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

反対意見がありますので、これより議案第105号について採決を行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第105号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○議長（成吉 暲奎君） 賛成多数。委員長報告のとおり可決されました。

日程第12. 議案第106号

日程第13. 議案第107号

日程第14. 議案第108号

○議長（成吉 暲奎君） お諮りします。日程第12、議案第106号築上町公民館条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第14、議案第108号の築上町児童館条例の一部を改正する条例の制定については、厚生文教常任委員会の付託議案であり、一括して委員長の報告を求めたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第106号から議案第108号まで、一括して委員長報告を行うことにしました。

では、議案第106号から議案第108号までの報告を求めます。厚生文教常任委員長。平野委員長。

○厚生文教常任委員長（平野 力範君） 議案第106号築上町公民館条例の一部を改正する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続きまして、議案第107号築上町文化会館（コマーレ）条例の一部を改正する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第108号築上町児童館条例の一部を改正する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上です。

○議長（成吉 暲奎君） 御苦労さまでございました。

日程第12、議案第106号築上町公民館条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより議案第106号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第106号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第106号は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第13、議案第107号築上町文化会館（コマーレ）条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより議案第107号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第107号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第107号は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第14、議案第108号築上町児童館条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより議案第108号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第108号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第108号は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第15. 議案第109号

○議長（成吉 暲奎君） 日程第15、議案第109号築上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、委員長の報告を求めます。総務常任委員長。宮下委員長。

○総務常任委員長（宮下 久雄君） 議案第109号築上町職員の給与に関する条例の一部を改正

する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、人事院勧告に伴うものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（成吉 暲奎君） 御苦労さまでございました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより議案第109号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第109号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第109号は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第16. 発議第14号

○議長（成吉 暲奎君） 日程第16、発議第14号築上町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の特例に関する条例の制定について議題とします。

本案について、委員長の報告を求めます。総務常任委員長。宮下委員長。

○総務常任委員長（宮下 久雄君） 発議第14号築上町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の特例に関する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、反対意見があり、採決した結果、賛成1、反対5で原案は否決すべきものと決定いたしました。

以上です。

○議長（成吉 暲奎君） 御苦労さまでございました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

○議員（17番 繁永 隆治君） （ ） 質疑あり（ ）。

○議長（成吉 暲奎君） 繁永議員。

○議員（17番 繁永 隆治君） （ ）。 （「聞こえん、聞こえん」と呼ぶ者あり）

○議長（成吉 暲奎君） ちょっと聞こえませんが。

○議員（17番 繁永 隆治君） この議論は、どういう議論になったか、私としては説明をお願いしたいなど。どういうふうになつたのか。じゃあ、お願いします。

○議長（成吉 暲奎君） 宮下委員長。

○総務常任委員長（宮下 久雄君） その賛成意見、反対意見、そういう内容が知りたいということですか。

○議員（17番 繁永 隆治君） そうです。議論ですね。

○総務常任委員長（宮下 久雄君） 議論。まず、この発議に対してですね、過去2回、2回、全員協議会同じ内容でもって、全員協議会を持っております。その中で、大多数の意見がこの発議に、条例の制定については反対意見でございました。そのことは、総務委員会としては、重要視すべきものだという意見。

また、築上町の政治倫理条例ですね、非常に厳しい、県下でも本当に厳しい内容で、議員の身柄はかなり拘束されておると、そういう状況もございます。職業もかなり縛られておるといような状況でございます。その中で議員活動をやっておるとい現実がございます。

また、旧椎田町、旧築城町では、議員数が32名でございました。それを、今回、9月議会でございますが、定数を16名に下げる。半減したわけでございます。そういう形で、議員定数の削減も努力してきましたし、期末手当も5%カットするという条例も通してまいりました。そういう中での議員活動でありますということであります。

だから、これを、まだ全員協議会でああいう内容であったものを、今回、協議会が開かれて、直後にこういう発議が出されたということは、総務委員会としては、まだなじまないという思いがありました。

それと、将来、若い築上町を背負って立つような若い議員を育てていくためには、ある程度の生活の保障というものは必要じゃないか、議会の活性化のためには必要じゃないかと、そういう意見がございました。

この発議に対する賛成意見としましては、財政的な内容が主でございます。非常に厳しい財政内容でありますので、議会も協力すべきではないかという意見がございました。

それにつきましてはですね、まだ、さきに厚生委員長、文教委員長からありましたように、まだ努力すべきほかに内容もございます。そういうことで、今回は1対5で総務委員会としては否決ということになったわけでございます。

以上です。

○議長（成吉 暲奎君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。有永議員。

○議員（9番 有永 義正君） 今、委員長報告でもありましたが、築上町の財政事情は極めて厳しく、町の財政運営で自由に使える基金も毎年減少し、残り少なくなっています。

町も3カ年の期限を定めて、緊急財政健全化計画を策定し、執行部を初めとして、職員、自治会、町民の理解と協力を得て、給料の削減、交付金の削減等に取り組んでいます。議員定数が、9月議会で20名から16名に削減を決定しましたが、その効果が出るのは5年目からです。緊急財政健全化対策の中で、議員も議員報酬の削減に取り組むべきものと考え、ただいまの委員長報告に対して反対の意見とします。

○議長（成吉 暲奎君） 次に、賛成意見のある方。吉元議員。

○議員（12番 吉元 成一君） 全く厳しい財政状況の中で、議員みずから歳費を削減すると、このことについては、我々も全員協議会の中で十分考えていくべきだということで、今後検討課題として進めていこうという申し合わせがありました。

我々だけが、議員だけがぬくぬくと歳費を下げないでいいのかと、まあ、いろんな御指摘もありますが、その中で、あえて言わせてもらえれば、執行部も下げぐあい、確かに我々議員が26万1,000円の歳費が高いでしょうかと、町長に前議会で質問したところ、決して高いとは思っていませんと、こういうふうにお答えをいただきました。

また、全員協議会の中でも、町民の皆さんは、その部分が耳に入らないわけですから、私はあえてここで言わせてもらいますが、年金をいただいて議員を務めている方から意見が出ました。私は、年金をいただいているから、まあ、生活はどうにかできます。しかし、手取りでいろいろ引かれたら19万円しかありません、ぐらいでしょうと。その中で、生活を、果たしてしていけるでしょうかという意見も出ました。

また、将来的にも、若手の議員さん方が、また若い町民の方が町の政治に対して意見を出せる場所に出てくるとするならば、手取り19万でいろんな制約を受けて、果たして魅力を感じるだろうかという意見も全協の中で出ました。

そういったことを考える中でですね、いろんな面で、まず、財政が逼迫しているならば執行部の方からですね、確かに10%、20%のカットをしたかもしれませんが、まだまだ彼たち執行部と我々の給料の差、歳費と給料の差ですかね、そりゃ確かに、三役、四役は常勤でしょう。カットされても、町長、副町長に至っては60万ですかね、そういったことを考えればですね、我々議員が19万の手取りが、果たして高いものでしょうか。その分、確かに議員の中にも、そういったことを言われる、町民から言われたと、そのときに私はこう答えた、僕じゃないですよ、僕もなるほどと思いました。私はこう答えましたと、全協の中で言った議員さんもおられます。それなら、あなたが出なさいよと、私が応援しましょうと。そういった意見も出てました。

やっぱり、この問題については、確かに厳しい状況の中で、本当に執行部が困ったというときにですね、僕は、この10%のカットじゃなくして、じゃあ、もう少しやろうやないかという意見が出る可能性もあるわけですから。

そのことを考えて、みんなが全協の中で話し合った結果を無視して提案するこの議案については賛成できないという立場で、委員会の委員長報告に対する賛成の討論といたします。

○議長（成吉 暲奎君） ほかにありませんか。信田議員。

○議員（19番 信田 博見君） 反対意見でございます。有永議員、反対意見言われましたけども、それにちょっと違う観点から反対意見を申し述べます。

現在、この築上町は、非常に財政状況が厳しいと。あと3年間、非常に厳しいんだと、いうように言われております。町長も、あと3年厳しいけど、3年我慢してください、辛抱してくださいと、事あるごとに言っております。

この条例は、20年1月1日からということですから、来年の1月1日から2年後の22年3月31日までの2年と3カ月ということになっております。2年3カ月たてば、少しはこの財政の状況がよくなるのではないかとということでございます。そういうことで、どうかですね、ここんところを議員の皆さん、酌んでください。

以上です。

○議長（成吉 暲奎君） ほかにございせんか。（「（ ）反対討論」と呼ぶ者あり）いや、繁永議員。（「賛成討論」「賛成討論やない」「賛成討論と言うてよ、反対討論（ ）」「反対討論」と呼ぶ者あり）反対ですね、賛成ですね。（「はい」と呼ぶ者あり）賛成討論ですね。（「委員長報告に対する賛成討論（ ）」）と呼ぶ者あり）塩田議員。

○議員（2番 塩田 文男君） 総務委員会の委員長報告について、賛成意見を述べたいと思います。

確かに行財政改革が、非常に築上町厳しいということで、やることは一生懸命やらなくてはならないということは、十分理解の上ではございますが、この文章の中に、3年間厳しい、そして集中改革プラン作成とあります。

その、私は間違ったら大変申しわけないんですが、そういったような集中財政、集中改革プランですか、それを作成されたのであれば、なぜ我々議員に、そういった改革プランを出していただけないのか、そして老人祝い金にしてみせり、各自治会のすべての予算削減にしてもそうですが、行き当たりばったりでしか、ただ予算が組めないということだけの行き当たりばったりしか見えないような気がしまして、この集中改革プランというのは、3年間のやり方なら、私は執行部の原案には反対していかなければならないし、町長、執行部、職員を初め給与を削減されました。そして、今回、我々、期末手当、執行部提案から削減いたしました。そして、この給与削減につきましては、すべて3年間だけなんです。

で、非常に厳しいという想定、この想定で、3年間だけ削減して、4年目にまたもとに戻そうという、このような考え方の原案には、私は賛成できません。削減するなら、パーセンテージは

別として、議員歳費を下げようとか職員給与をもう一回下げようとか、というような形で、期限つきのことやっってどう意味があるのか。ほかの自治体関係は、この老人祝い金についても永遠で、削減されたら。

その差をもって、私はこの執行部提案には反対、総務委員長の、総務の否決については賛成意見とさせていただきます。

○議長（成吉 暲奎君） 反対意見ですか。繁永議員。

○議員（17番 繁永 隆治君） 反対意見です。私は、反対の立場から、委員長の反対の立場から討論をいたします。

これはやっぱり、財政が相当厳しい中において、執行部、職員等が減額をされた。削減された中で、この財政を守ろうとしてる執行部また職員。そういう中においてもですね、大変厳しい状態の中で、職員等が、まだ合併してから3分の1ぐらい多いんじゃないかと。そういうところからも、財政の厳しさが出てくるんじゃないかと。

まあ、詳しく説明すれば、課長、審議官、まあ、課長、審議官というのが29名。参事が5名、課長補佐が26名、係長が45名、一般職員が104名、技能労務員職員が26名と、合計235名おるわけです。まあ、3分の1は、職員といっても多いんじゃないかと。そういうところからも、財政の厳しさも出てくるんじゃないかなというふうに思っております。

それと、自治会の中でも、収入役の廃止と。それと、議員は何をしてるかという議論も出てるわけでございます。そういう立場からして、我々もじっと、その財政が厳しい中において、我々としては、議員としては、指をくわえてじっと見てるわけにはいかないという立場から、私は、今の委員長の反対の立場として討論します。

○議長（成吉 暲奎君） 反対意見ですね。

ほかにありませんか。平野議員。

○議員（15番 平野 力範君） 行財政改革の進みが遅々として進んでいないということころの主なところですね、今、繁永議員からもありましたが、まあ、個人攻撃をするわけじゃありませんけど、収入役の廃止を再三言ってまいりました。

これは、町長は、私の任期内は絶対廃止しないということでございます。それは、執行権を侵害することは、我々にはできませんから、そこまでは踏み込むつもりはありませんが、その予算分、その予算分を三役なりで削っていただくということであれば、私もそれから考えたいと思います。この現段階では、総務委員会の委員長の意見に賛成ということでございます。

○議長（成吉 暲奎君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

委員長報告に反対意見がありますので、これより発議14号について採決を行います。発議14号は原案のとおり、原案のとおり決定することに賛成の方の起立をお願いいたします。

[賛成者起立]

○議長（成吉 暲奎君） 起立4名でございます。よって、発議第14号は否決されました。

日程第17. 意見書案第4号

○議長（成吉 暲奎君） 日程第17、意見書案第4号割賦販売法の基本的改正を求める意見書（案）について議題とします。

本案について、委員長の報告を求めます。総務常任委員長。宮下委員長。

○総務常任委員長（宮下 久雄君） 意見書案第4号割賦販売法の基本的改正を求める意見書（案）について、本案について慎重に審査した結果、反対意見があり、採決した結果、賛成3、反対3で可否同数となり、委員長採決で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（成吉 暲奎君） 御苦労さまでございました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより意見書案第4号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。意見書案第4号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

○委員（12番 吉元 成一君） 異議あり。

○議長（成吉 暲奎君） はい。

○委員（12番 吉元 成一君） 異議あり言うたら採決したらいい（ ）。

○議長（成吉 暲奎君） はい。

○委員（12番 吉元 成一君） 反対者がおるわけですから、反対討論をしなくても反対の人がおるといふことは、はっきり委員長が報告しております。だから、反対採決ではなくて、正しい採決を行ってください。

○議長（成吉 暲奎君） はい。異議の発言が出ました。

これより意見書案第4号についてを採決を行います。本案に対する委員長報告は可決です。意見書案第4号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立をお願いいたします。

[賛成者起立]

○議長（成吉 暲奎君） 起立多数です。よって、意見書案第4号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第18. 請願第1号

○議長（成吉 暲奎君） 日程第18、請願第1号品目横断的経営安定対策の見直しと、多様な担い手の育成を求める請願についてを議題とします。

本案について、委員長の報告を求めます。産業建設常任委員長。繁永委員長。

○産業建設常任委員長（繁永 隆治君） 請願第1号品目横断的経営安定対策の見直しと、多様な担い手の育成を求める請願について、所管の項目について慎重に審議した結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上。

○議長（成吉 暲奎君） 御苦労さまでございました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより請願第1号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は採択です。請願第1号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、請願第1号は委員長報告のとおり採決することに決定しました。（「採択」と呼ぶ者あり）採択、ごめんなさい、採決、採択することに決定しました。

日程第19. 請願第2号

○議長（成吉 暲奎君） 日程第19、請願第2号後期高齢者医療制度に関する請願についてを議題とします。

本案について、委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長。平野委員長。

○厚生文教常任委員長（平野 力範君） 請願第2号後期高齢者医療制度に関する請願について、本案について慎重に審査した結果、反対の意見があり、採決の結果、賛成1、反対5で賛成少数のため、本案については不採択すべきものと決定しました。

○議長（成吉 暲奎君） 御苦労さまでございました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。西畑議員。

○議員（7番 西畑イツミ君） 私は、委員会の中でも反対いたしました。この後期高齢者医療制度はですね、75歳以上の方を別の保険制度にして、受ける医療も制約されるような内容になっております。老後を脅かすような、このような医療制度の導入については反対しております。

また、この現役世代が支払う保険料が、給与明細書を見れば、自分の保険料のうち高齢者の保険料として幾ら支払っているかということが一目でわかるようなされ方をしております。

このようなことをすれば、お年寄りはずますます肩身が狭い思いをします。保険証1枚で、だれでもどこでもどんな病気でも、安心して受けられる医療にしていくためにも、無慈悲な制度を抜本的な見直しが必要であるので、この高齢者医療制度をぜひ見直し、中止するようにしていただきたいと思ひまして反対いたしました。

○議長（成吉 暲奎君） ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成吉 暲奎君） 委員長報告に反対意見がありますので、これより請願第2号について採決を行います。請願第2号は原案のとおり決定することに賛成の方の起立をお願いいたします。

（「原案（ ）」「原案（ ）」と呼ぶ者あり）

〔賛成者起立〕

○議長（成吉 暲奎君） 起立少数でございませう。よって、不採択となりました。

日程第20. 陳情第3号

○議長（成吉 暲奎君） 日程第20、陳情第3号2008年度教育条件整備についてを議題とします。

本案について、委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長。平野委員長。

○厚生文教常任委員長（平野 力範君） 陳情第3号2008年度教育条件整備について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり採択すべきものと決定しました。

○議長（成吉 暲奎君） 御苦労さまでございました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成吉 暲奎君） これですべての討論を終わります。

これより請願——失礼。これより陳情第3号について採択を行います。採決を行います。本案に対する委員長の報告は採択です。陳情第3号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、陳情第3号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

日程第21. 常任委員会の閉会中の所掌事務調査について

○議長（成吉 暲奎君） ここで、追加議案です。お諮りします。日程第21、常任委員会の閉会中の所掌事務調査については、委員会付託を省略し、本日即決したいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、日程第21の常任委員会の閉会中の所掌事務調査については、本日即決することにいたします。

日程第21、常任委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題とします。

それぞれの常任委員会委員長から、閉会中の継続審査の申し出がありましたので、これを許可したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、それぞれの常任委員会委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査をすることに決定しました。（「議長、特別委員会（ ）」「委員長もしてません（ ）」「（ ）していますから2年間（ ）、特別委員会での活動は2年間って言ってますよね（ ）」と呼ぶ者あり）特別委員会の活動は2年間ということ。

日程第22. 意見書案第5号

○議長（成吉 暲奎君） お諮りします。先ほど、請願第1号品目横断的経営安定対策の請願が採択されましたに伴い、会議規則第22条の規定により、意見書案第5号についての日程を追加し、追加日程第22、意見書案第5号品目横断的経営安定対策の見直しと、多様な担い手の育成を求める意見書（案）についてを議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。したがって、別紙のとおり日程を追加し、日程第

22、意見書案第5号として議題にすることに決定しました。

お諮りします。日程第22、意見書案第5号の品目横断的経営安定対策の見直しと、多様な担い手の育成を求める意見書（案）については、会議規則第39条の規定により、委員会付託を省略し、本日即決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、日程第22の品目横断的経営安定対策の見直しと、多様な担い手の育成を求める意見書（案）については、本日即決することといたします。

日程第22、意見書案第5号品目横断的経営安定対策の見直しと、多様な担い手の育成を求める意見書（案）について議題とします。

事務局の朗読に続き、提案理由の説明を求めます。江本事務局長。

○事務局長（江本偉久雄君） 意見書案第5号品目横断的経営安定対策の見直しと、多様な担い手の育成を求める意見書（案）について。標記の意見書案を別紙のとおり、築上町議会会議規則第14条の規定により提出します。平成19年12月19日、提出者、築上町議会議員西畑イツミ、賛成者、同議会議員塩田昌生、同じく賛成者、同議会議員工藤久司。

以上です。

○議長（成吉 暲奎君） それじゃあ、提案理由の説明を求めます。西畑イツミ議員。

○議員（7番 西畑イツミ君） その前にですね、意見書の一番下の方に、福岡県築上町議会議長成吉暲奎という名前、部分が抜け落ちておりましたので、大変申しわけございません。書き添えていただきたいと思います。

ただいま事務局が読み上げられましたとおり、品目横断的経営安定対策の見直しと、多様な担い手の育成を求める意見書をですね、ぜひ皆さん、全員一致で御採択していただきますようお願い申し上げます。

これは、農業をやりたい人、続けたい人すべてに対象すべきで、4ヘクタール以上それから集落営農組織以外は、農家を続けられないというようなことはですね、日本の農業をつぶすようなことにもなりかねません。

それから、農産物の輸入を規制し、価格保障制度の復活、充実をさせることなど、上げておりますので、ぜひ全員一致での御採択をよろしくお願い申し上げます。

○議長（成吉 暲奎君） 御苦労さまでございました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。武道議員。

○議員（14番 武道 修司君） 先日ですね、農業委員会で同じような意見書が出てきてですね、文面の中で、修正の部分が何点かありました。

で、その修正をされた文章であればですね、いいんですが、その修正をされる以前の、これ文章になってるんじゃないかというふうに思いますんで、例えば字の修正とか文面ですね、字の何ちゅう、段をあけるとか、前にひっつけるとかですね、いろんな部分での修正が文面の中にあつたわけです。その修正をした文で出しているのか、修正前の文で出しているのか、修正後で出しているのかの確認をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（成吉 暲奎君） 西畑議員。

○議員（7番 西畑イツミ君） 農業委員会での建議書はどういう内容かというのは、ちょっと私も把握しておりませんで大変申しわけないと思いますが、これはですね、意見書として私が考えたものですので、委員会に出された文面とは若干違う面もあるかも知れませんが、大方の理由といたしましては、農業をやりたい人、続けたい人すべてを対象にするということで、品目横断的経営安定対策の見直しをぜひしていただきたい、そして多様な担い手の育成をしていただきたいということで、意見書を上げるものですので、その点御理解いただきたいと思います。

○議長（成吉 暲奎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより意見書案第5号について採決を行います。意見書案第5号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、意見書案第5号は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長（成吉 暲奎君） 以上で、本日の日程はすべて終了しました。会議を閉じます。

これで平成19年第4回築上町議会定例会を閉会します。御苦労さまでございました。

午前11時01分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員